春秋三伝入門講座 第六章 穀梁伝の思想 (上)

野間 文中

助字の辞例/某之為言、猶某也/穀梁伝の作成(以上次集) 周封建制度の維持/天子と諸侯/諸侯は正に与ふ/大夫は国の体なり/変の正について/民は君の本なり/ 春秋の三特色/魯国主体について/内魯説・内辞について/王室尊崇の念について/周王尊崇について/ 妾母の地位について/穀梁伝とその他の礼文献/穀梁伝の夷狄観/災異の見方/助字の見方/緩辞・急辞/ 善なれども正ならず/正也・非正也と礼也・非礼也/礼の尊重/婦人は人に従ふ者なり/男子は婦人の手に絶えず/ 穀梁伝の春秋観/魯隠公論/譲位の否認/親親を以て尊尊を害はず/(以上本集)

『穀梁伝』の具体的主張を検討する。その順序として、ここでも『公れた文献であることが明らかになったことと思う。そこで本章では、以て先行する『春秋』伝と見なし、しかもこれを意識しつつ作成さ等について説明してきた。その結果は、『穀梁伝』が『公羊伝』を奉秋の三特色 以上前章においては、『穀梁伝』の成立の事情、

羊伝』の場合と同様に、『春秋』経文の三特色、すなわち、

第三点、『春秋』が周の封建制度の下における秩序を重んじて第三点、『春秋』が周の封建制度の下における秩序を重んじて第二点、『春秋』に周の王室に対する尊崇の念が有ること。第一点、『春秋』が魯国主体の記録であること。

始めることとしよう。 について、これらを『穀梁伝』がいかに捉えているかという点から

も左に挙げる数例から分かるように、第一魯国主体について 先ず第一点について。『穀梁伝』において

るといえよう。変わらない。その点からすれば『穀梁伝』も魯国主体で書かれてい変わらない。その点からすれば『穀梁伝』も魯国主体で書かれてい人称である「我」・「吾」が魯国を指していることは『公羊伝』と

桓02「九月、入杞」

我が国が(杞国に)入ったのである。(我入之也)

桓05「冬、州公如曹(州公 曹に如く)」

まま可心。曷及也)のはなぜか。 我が国を通過したからである。(外相如不書。此外国が互いに往来しあうことは書かない。ここで書いている

其書何也。 過我也)

「次」とは止どまることである。(斉師・朱師が郎に止どまると荘10「夏、六月、齊師宋師次于郎(斉師・朱師 郎に次す)」

は)我が国を畏れたのである。(次、止也。畏我也)

桓11「柔會宋公陳侯蔡叔盟于折(柔 宋公・陳侯・蔡叔に会して折に盟

<u>چ</u>

いなかった者である。(柔者何、吾大夫之未命者也)「柔」とは誰のことか。吾が国の大夫で、未だ爵命を受けて

魯国を指していない「我」の用例も若干数見出すことができる。点は『公羊伝』と同じである。ところが『穀梁伝』には、必ずしも以上の例は「我」・「吾」を魯国の意味に使用したもので、その

.08「秋七月、禘于大廟用致夫人(大廟に禘し用て夫人を致す)」

僖

制作者孔子を指しているとも取れそうである。次の例を見てみよう。春秋」の記録者と見なすべきではなかろうか。あるいは『春秋』のこの例の場合、「我」は魯国を意味してはいないであろう。「魯

僖19「梁亡」

を棄つ」といった例は、我が加損したものではない。そのままことが分からない。「梁 亡ぶ」とか、(閔公二年の)「鄭 其の師る。もし伐たれて滅亡したという表現にすると、酒色に溺れた民は窓盗となった。「梁 亡ぶ」とは、自分から亡んだのであほは選がってしまった。上に正長の治がなく、大臣は背叛し、自分から亡んだのである。(梁君は) 酒色に溺れ、心は昏く、

鄭棄其師、惡其長也) 鄭棄其師、惡其長也) 「世名の意は示されているのである。「梁亡、出惡正也。 「以るものである。(自亡也。湎於酒、淫於色。心昏、耳目塞。上無 によるものである。(自亡也。湎於酒、淫於色。心昏、耳目塞。上無 によるものである。(自亡也。猶於酒、淫於色。心昏、耳目塞。上無 を出したもの。「鄭棄其師」は(君が)その長をにくんだこと で正名の意は示されているのである。「梁亡」は(君が)悪政

るべきであろう。また次の例。だというのだから、この「我」は『春秋』の制作者孔子を指すと見たというのだから、この「我」は『春秋』の制作者孔子を指すと見しを施したものではないが、そのままで「正名」の意を示したものこの例は、「我」が「加えたり損じたり」して「魯春秋」に手直

尊卑は)同じだからである。(言及、則祖有尊卑。由我言之則一也)とになってしまう。(「及」をいわないのは)我からすれば(祖の(桓宮及僖宮というように)「及」といえば、祖に尊卑が有るこ哀33「五月、辛卯、桓宮僖宮災(桓宮・僖宮に災あり)」

またそれ以外の用法もあって、事はそれほど単純ではない。た「我」の用法が、『穀梁伝』でも、そのような用例は多いものの、このように、『公羊伝』においては魯国を指すことで一貫していこの「我」が孔子である可能性は低い。

| 外魯説・内辞について | 梁伝』の「内」に関する用法もまた『公内魯説・内辞について | そしてそのことと並行するように、『穀

おいても「内」とは魯を指し、めに斟酌した特別の表現「内辞」があった。もちろん『穀梁伝』にでは「内」とは魯国を指すことで一貫されており、しかも魯国のた羊伝』に比べてかなり複雑である。前章で述べた通り、『公羊伝』

あるいは「内の為に諱む」ことが有る。

桓

さらに魯のための特別な表現「内辞」の例も有る。

桓 辭也) とである。「弗」とは内辞である。(弗遇者、志不相得也。弗、内 10 「弗遇(遇はず)」とは、 「秋、公會衛侯于桃丘弗遇(公 衛侯に桃丘に会す。遇はず)」 お互いに気が合わなかったというこ

斟酌した表現「内辞」も有るが、魯の悪事をも見逃さないと主張す るものも見られる。 ところが『穀梁伝』の用法はこれだけに止どまらない。魯のために したがってこれらの例は『公羊伝』と全く同じ用法だといえよう。

桓 02「三月、公會齊侯陳侯鄭伯于稷、以成宋亂 鄭伯に稷に会し、以て宋の乱を成ぐ)」 (公、斉侯·陳侯·

事に対しては、君子は遺すところがないからである。 この乱を成就させることを希望したのである。(実は)ここで 内爲志焉爾。公爲志乎成是亂也。此成矣。取不成事之辭而加之焉。於 はすでに事が成就しているのである。それなのに事が成就して いないという表現を取って、これに加えている。それは内の悪 「以」とは、内が希望したということである。(つまり) 公が 而君子無遺焉爾) (以者、

あるいはまた「内を悪む」という伝例も有る。

内之惡、

荘 .09「公及齊大夫盟于暨(公、斉の大夫に及び蟹に盟ふ)」 公〕は大夫に「及ぶ」ことはしない。「大夫」に名をいわな

> たからである。斉に君がいない状況であるから、すべて荘公の るためである。 いのは、 不日、其盟渝也。當齊無君、制在公矣。當可納而不納、 下にありながら、納めなかった。それゆえ内(すなわち魯)を 意のままになったはずだ。(しかし) 納めることができる状況 にくんだのである(公不及大夫。大夫不名、無君也。 (斉に) 日付を書かないのは、この盟が変わってしまっ 君がいないからである。この盟は子糾を納め 故惡内也) 盟、納子糾也。

からである。 なぜなら『公羊伝』では終始魯に対して特別な表現を用意していた 以上のような伝例は『公羊伝』には見られなかったものである。

有る。 しかも『穀梁伝』では、さらに「内」が魯を指していない場合が

隠20「無侅帥師入極(無侅、師を帥ゐて極に入る)」 は、同姓を滅ぼしたから、貶したのである。(入者、内弗受也。 たこちらに入ってくるものである。(無核に) 「入」とは、内(つまり極)が受けいれないということである。 「極」は国である。かりにも他国に入ろうと志すと、他国もま 國也。苟焉以入人爲志者、人亦入之矣。不稱氏者、滅同姓、貶也) 氏を称しないの

けつけないとするものである。そしてこの例にみられるような「入 き国に侵入した不当な行為として、「内」(この場合は極の国) この伝文は魯の無依が軍隊を率いて極国に侵入したことを、 が受 罪無

また次のような例も見出せる。は「内」が魯国を意味していない場合がほとんどである。(また納)者、内弗受也」という伝例は十七例ほどあって、それら

僖04「夏、許男新臣卒

「記)である。(諸侯死於國、不地。死於外、地。死於師、何爲不地。内桓に、どうして地をいわないのか。斉の桓公の師を内としたからんだ場合には地をいう。ここでは師(つまり外国)で死んだの諸侯が自国で死んだ場合には、その地をいわない。外国で死

った例も見出し得る。 この伝文によると、諸侯が外国で死亡した場合、その死亡した場 この伝文によると、諸侯が外国で死亡した場合、その死亡した場 この伝文によると、諸侯が外国で死亡した場合、その死亡した場 この伝文によると、諸侯が外国で死亡した場合、その死亡した場 のた例も見出し得る。

を残しつつも、さらに「褒貶」の「褒」の意味をも持たせているとそうだとすると、これらの場合の「内」には「内外」の内の意味

はいえないであろうか。というのも、右の伝文の直後に、

僖41「齊人執陳轅濤塗(斉人、陳の轅濤塗を執ふ)」

之何也。於是哆然外齊侯也。不正其踰國而執也)て執えたことを不正と見なすのである。(齊人者、齊侯也。其人なぜか。ここで離れて斉侯を外にするからである。国境を越えなぜか」とは、斉侯のことである。ここに「人」とするのは

この他にも「魯を外にする」という表現さえ有って、これは『公されているからである。うこの「外」の評語が、「褒貶」の「貶」とほとんど同義語に使用とある例のように、「内」に対し一転して「斉侯を外にする」とい

羊伝』ではとうてい有り得ないものである。

つ。邾に入り、邾子益を以て来たる)」 哀の「秋、公伐邾、八月、己酉、入邾、以邾子益來(公、邾を伐

有臨一家之言焉。其言來者、有外魯之辭也焉) 者、不以者也。益之名、惡也。春秋有臨天下之言焉。有臨一國之言焉。有る。ここに「来」というのは、魯を外にする表現である。(以有る。ここに「来」というのは、魯を外にする表現があり、一国に臨む場合の表現があり、一家に臨む場合の表現があり、一国に臨む場合の表現があり、一国に臨む場合の表現があり、「益」に名をいう「以」とは、以てしてはならぬ場合にいう。「益」に名をいう「以」とは、以てしてはならぬ場合にいう。「益」に名をいう

以上、『公羊伝』では「内」が魯を指すことで一貫していたよう

替説」に対抗しようとする意図があったのかもしれない。
が、『歌梁伝』では、『公羊伝』に一貫して見られるような「内魯ら、『穀梁伝』では、『公羊伝』に一貫して見られるような「内魯ま従ったものである。ところが『穀梁伝』にはそれ以外の用法もあまかしそれは魯の年次暦を基とする『春秋』経文の記述法にそのましかしそれは魯の年次暦を基とする『春秋』経文の記述法にそのまに、『穀梁伝』においてもまたそのような用法を多数見出し得る。

王**室尊樂の念について** 『春秋』第二の特色「王室尊崇の念」

むね『公羊伝』のそれと一致する。たとえば、

洮」 傳8「春、王正月、公會王人齊侯宋公衛侯許男曹伯陳世子款盟于

弁冕雖舊必加於首。周室雖衰必先諸侯。兵車之會也) 大車の会である。(王人之先諸侯何也。貴王命也。朝服雖敝必加於上。 え衰えてはいても、必ず諸侯に先んずるものなのだ。(これは) え衰えてはいても、必ず諸侯に先んずるものなのだ。(これは) を表えてはいても、必ず諸侯に先んずるものなのだ。(これは) が諸侯に先んじているのはなぜか。王命を貴ぶからで

これを重んじて存すべしということで、これを尊ぶのである。なぜ尊ぶのか。「王世子」というのは、王の貳(副)である。「及」んで「会」したのは、王の世子を尊んだからである。僖55「公及齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯會王世子于首戴」

(及以會、尊之也。何尊焉。王世子云者、唯王之貳也。云可以重之存なぜ重んじるのか。天子の世子は天下を世世にするからである。

焉、尊之也。何重焉。天子世子世天下也)

子の世子は、諸侯とは別格扱いであるとされた。必ず諸侯に先んずべきものとされ、後者では、天下を世世にする天というのがそれである。前者では、周室はたとえ衰微したとはいえ、

いるという。これは『公羊伝』桓公九年の条と同じ内容である。 そして周については、必ず「衆」とか「大」とかいった表現を用

師、衆也。言周必以衆與大言之也。) ことをいうには必ず衆と大とをもっていう。……(京、大也。「京」とは大の意味であり、「師」とは衆の意味である。周の

伝』は次のように説明する。 医会に、これである。天王に埋葬の記事が無い理由を、『穀梁ではあっても、徴求することはないものとされた〔⑤〕。 とはあっても、徴求することはないものとされた〔⑥〕。 とはあっても、徴求することはないものとされた〔⑥〕。 とはあっても、徴求することはないものとされた〔⑥〕。 とはあっても、徴求することはないものとされた〔⑥〕。

莊33「五月、葬桓王」

(万物は) 陰だけでは生ぜず、陽だけでは生ぜず、天だけでは生じない。三者が合してはじめて生じるのである。それゆえとの子でもよく、天の子でもよい。尊者は尊称を取り、卑者は母称をとるのである。「王」というのは、民が帰往するところ卑称をとるのである。「王」というのは、民が帰往するところ中称をとるのである。「王」というのは、民が帰往するところとがいらである。(天子志崩不志葬、必其時也。何必焉。奉天下而葬一だからである。(天子志崩不志葬、必其時也。何必焉。其日王者、民之子也可。天之子也可。尊者取尊稱焉。卑者取卑稱焉。其日王者、民之子也可。天之子也可。尊者取尊稱焉。卑者取卑稱焉。其日王者、民之子也可。天之子也可。尊者取尊稱焉。卑者取卑稱焉。其日王者、民之子也可。天之子也可。尊者取尊稱焉。卑者取卑稱焉。其曰王者、民之子也可。天之子也可。尊者取尊稱焉。卑者取卑稱焉。其曰王者、民之子也可。天之子也可。尊者取尊稱焉。卑者取卑稱焉。其曰王者、民之子也可。天之子也可。尊者取尊稱焉。卑者取卑稱焉。其曰王者、民之子でもより。

であるから、その崩御の記事には名前をいわないものとされた。また諸侯の卒が実名で記録されるのに対して、天王は大上・至尊

隠03「三月、庚戌、天王崩」

のに「崩」という。天子に「崩」というのは尊いからである。高いものに「崩」といい、厚いものに「崩」といい、尊いも

故不名也)

故不名也)

故不名也)

故不名也。其崩之何也、以其在民上、故崩之。其不名何也、大上、あるから名をいわないのである。(高日崩、厚日崩、尊日崩。天子をいうのである。名をいわないのはなぜか。(天子は)最上で「崩」をいうのはなぜか。(天子が)民の上にいるから、「崩」

では貶せられて「戎」と見なされているのである。の天子の使者を伐った無礼な衛は、中国の諸侯でありながら『春秋』そして「天子の宰は四海に通じ」(僖公九年・三十年)ており、そ

「凡伯」とはいかなる人物か。天子の大夫である。国の場合にして来聘せしむ。戎、凡伯を楚丘に伐ち、以て帰る)」隠07「冬、天王使凡伯來聘。戎伐凡伯于楚丘以歸(天王、凡伯を

戎衛者、爲其伐天子之使、貶而戎之也。)
「伐」という。ここでは一人而曰伐何也。大天子之命也。戎者衛也。天子の命を重大としたのは、天子の使者を伐ったがために、こる。衛を「戎」としたのは、天子の使者を伐ったがために、ころ。衛を「戎」としたからである。「戎」とは(実は)衛である。衛を「戎」としたからである。「戎」というのはなぜか。「伐」という。ここでは一人なのに「伐」というのはなぜか。「人伯」とはいかなる人物か。天子の大夫である。国の場合に「凡伯」とはいかなる人物か。天子の大夫である。国の場合に

されているというのも、『公羊伝』と同じ主張である。 さらに、天王の権威・体面は『春秋』の上では保たれるべく記述

僖28「天王守于河陽(天王、河陽に守す)」

る。(全天王之行也。爲若將守而遇諸侯之朝也。爲天王之諱也。水北爲の南面を陽という。「温」は「河陽」(つまり黄河の北岸)であである。天王の為に諱んだのである。川の北岸を陽といい、山として、諸侯が朝貢するのに出遭ったかのような表現にしたの「天王」の行動を完全にしたのである。(天王が)巡守しよう

山南爲陽。温、河陽也

な「天王の巡守」の表現にしたというのである。は天王が臣下である諸侯に招かれたという事実を諱んで、右のよう地に招いてその霸業を完成させた記事だとされており、『春秋』でこの経文は、春秋第二の霸者である晋の文公が、周の襄王を温の

『三草集について 以上に述べた通りだとすれば、『穀梁伝』の

すことができる。してみると、そこには微妙で、しかも重要な点において相違を見出伝』のそれと変わりが無いことになるであろう。しかし仔細に検討伝』のそれと変わりが無いことになるであろう。しかし仔細に検討

文で『公羊伝』は結ばれていたのである。表明というところに重点があった。それゆえ「後聖」を期待した伝するものというよりは、むじろあるべき理想の王者への尊崇の念の既述のように『公羊伝』の「尊王」の心情は、現実の周王室に対

たりとは雖ども、必ず諸侯に先んず」とか、文公九年の、「周を言きが置かれている。例えば先に引用した僖公八年の、「周室は衰へこれに対して『穀梁伝』では、現実の周王への尊崇の念の方に重

いることが明らかである。ば、『穀梁伝』が特に「周」の語を用いて「尊周」の念を表明して子の居は、必ず衆大の辞を以て之れを言ふ」と述べるのと比較すれ『公羊伝』が、僖公八年で「王命を先にす」といい、文公九年で「天ふには必ず衆と大とを以て之れを言ふ」といった例がそれである。

公十六年・二十七年)見えるのである。その一例を紹介しよう。 そして何よりも『穀梁伝』には「尊周」という言葉自体が二例(荘

・陳侯・鄭伯に会し幽に同盟す)」 荘27「夏、六月、公會齊侯宋公陳侯鄭伯同盟于幽(公、齊侯・宋公

諸侯が)同じく周を尊んだのである。……(同者、有同也。同尊「同」とは行動を同じくしたということである。(ここの場合は

周也)

ものである。さらにまた次のような例が有る。 このような「尊周」という表現は『公羊伝』には見られなかった

他。其不言邾子何也。邾之上古微。未爵命於周也。)

也。其不言邾子何也。邾之上古微。未爵命於周也。)

也。其不言邾子何也。邾之上古微。未爵命されていなかったからで

ある。……(及者何、内爲志焉爾。儀、字也。父猶傳也。男子之美稱

ある。……(及者何、内爲志焉爾。儀、字也。父猶傳也。男子之美稱

ある。……(及者何、内爲志焉爾。儀、字也。父猶傳也。男子之美稱

のであろう。いう語は見えないけれども、周王による爵位の授受を前提としたもいう語は見えないけれども、周王による爵位の授受を前提としたもことを前提とした発言である。したがって次の例もまた、「周」とこの伝文は諸侯が周王によって爵命されてはじめて諸侯たり得る

『穀梁伝』は現状を維持しようとしているのかもしれない。といえるであろうか。『公羊伝』が未来を志向しているのに対して、羊伝』が「尊王」であるのに対して、『穀梁伝』は「尊周」である以上のような点から、公・穀二伝の違いを区別するとすれば、『公

の秩序を重んじていることについては、『穀周封建制度の維持 『春秋』の特色の第三点、周の封建制度下

で行う「夏」という舞いの舞人の数である。ちなみに『穀梁伝』中、この図表の上段の言葉を説明しよう。先ず「舞夏」とは宗廟の前るのが特徴である。今これらを図表化してみた。保・大夫・士をそれぞれ礼数制度の上で差等づける発言が多く見られ梁伝』も当然これを継承している。特に『穀梁伝』では、天子・諸

この伝文だけが、諸侯を「諸公」と「諸侯」とに分けている。また

	天 子	諸侯	大夫	士	
舞夏	八列	六列			隠 05
		四列			
日食	五磨	三麾	撃門	撃柝	莊 25
	五兵	三兵			
	五鼓	三鼓			
廟数	七廟	五廟	三廟	廟	僖 15
宮楹	黒	黒色	青色	黄色	莊 23
宮桷	けずり	けずり	けずる	本のみ	荘 24
	みがき	みがく		けずる	
	砥石で				
	みがく				
軍数	六軍	軍			龙

だけである。いう。なお『穀梁伝』では「卿」という表現は説話文中に一見するいう。なお『穀梁伝』では「卿」という表現は説話文中に一見する「宮楹」・「宮桷」とは、宮廟の柱の色と「たるき」の仕上げ方を「日食」とは日食の際の儀式に用いる道具の数を意味する。さらに

の上で整然と差等階級づけられていることが明ら天子と諸侯 さて右の図表を見ると、天子より以下が礼数制度

が認められていない。そのことを述べるのが次の例文である。あった。『穀梁伝』においても、天子以外には諸侯を封建すること前節「王室尊崇の念」の項で述べたように、天子の地位は絶対的でであるとの印象を受ける恐れが有るかもしれない。しかし実際には、かであるが、これによってあるいは天子と諸侯以下の関係が相対的

僖20「春、王正月、城楚丘(楚丘に城く)」

羊伝』で「文実の論」によって高く評価されたものであったが、『穀を述べたもので、それは斉の桓公の「存亡継絶」の功績として、『公この伝文は、一度は滅ぼされた衛国を斉の桓公が存続させたこと

持しようとすることによるものである。 ちの主張はいずれも『穀梁伝』が、天子を頂点とする封建制度を堅らの主張はいずれも『穀梁伝』が、天子を頂点とする封建制度を堅これを受けて補*廟に納めるべきものとされた(文公+六年)。これ子は毎月に「朔政」、すなわち周暦と政令を諸侯に頒布し、諸侯は地を以ては毎月に「朔政」、すなわち周暦と政令を諸侯に頒布し、諸侯は地を以ては毎がる。では右のように、「其の仁に通ずと雖ども、義を以て与さざ梁伝』では右のように、「其の仁に通ずと雖ども、義を以て与さざ

諸侯は正に与ふ 水に諸侯の地位に関して、『穀梁伝』は注目

体」の例として紹介した隠公四年の条がそれである。

隠41「冬、十有二月、衛人立晉」

ないからである。 「衛人」とは、衆多を意味する表現である。「立つ」とは、立てるべきではないというのはなぜか。『春秋』である。衆人の支持を得たのであれば、彼は賢者である。賢者である。衆人の支持を得たからは、(継嗣として) 正統ではないからである。(衛人というように) は、(継嗣として) 正統ではないからである。(衛人というように) とは、衆多を意味する表現である。「立つ」とは、立ないからである。

嫡長の正統であるのに及ばないというのが「春秋の義」だと『穀梁これによれば、諸侯の継嗣は、たとえ衆望を得た賢人といえども、

る。 衆望に左右されることのない諸侯の世襲的地位を保証するものであのことについては後述するであろう。いずれにしても、この伝文はって『公羊伝』と対立する『穀梁伝』の特徴的な主張であるが、こ伝』は主張する。このことは魯の隠公の桓公への譲位の評価をめぐ

は「国の体」とされ(荘公二十四年・昭公十大夫は国の体なり 続いて大夫について。『穀梁伝』では大夫

認められているのである。年)。このように礼制によって、大夫は諸侯の下に一定の独自性がけば、楽を去って事を終えるべきものとされた(宣公八年・昭公十五五年)、また諸侯が宗廟の祭祀を行なっている最中に大夫の喪を聞

襄19「晉士匄帥師侵齊、至穀、聞齊侯卒、乃還

「還る」とは、事がまだおわっていない表現である。(君の)

君命、 不尸小事、臣不專大名。善則稱君、過則稱己。 受命而誅。生死無所加其怒。不伐喪、善之也。善之則何爲未畢也。君 現にして)非難したのである。そうだとすると士匄はどうすべ どうして事がまだおわっていないという表現をとるのか。君は りを加えるべきところはない。 命を受けて相手を誅する場合、 て君に伺いを立てるべきだったのである。(還者、事未畢之辭也 きだったのか。地を掃い済め、 国外で君命を専らにした。 それゆえ (事がまだおわっていない表 小事をつかさどらず、 たことをいうのは、士匄を褒めてである。褒めたのであるなら、 し、過ちには己を称すれば、民は譲り合うようになる。士匄は 故非之也。然則爲士匄者宜奈何。 臣は大名を専らにしない。善には君を称 そこに難を張り、 (だからここで) 喪を伐たなかっ 相手の生死の如何に拘らず、怒 宜墠帷而歸命乎介 則民作讓矣。 副使をやっ 士匄外專

仲の行為についても、やはり『穀梁伝』はこれを認めない。あるいはまた『公羊伝』が「権の容認」の例として挙げた鄭の祭その独断専行した点が『穀梁伝』では許されないのである。つまり士匄の行為を一応「善」として一定の評価は下すものの、

桓11「突歸于鄭(突、鄭に帰る)」

ったということである。君難に殉ずるのが臣としての道である。事を容易にしたのである。(つまり君位廃立の) 権限が祭仲にあのは、容易であったという表現(「易辞」) である。祭仲がその「突」というのは、彼を賤しんだからである。「帰る」という

其事。權在祭仲也。死君難、臣道也。今立惡而黜正、惡祭仲也)祭仲をにくんだのである。(日突、賤之也。曰歸、易辭也。祭仲易今ここで悪を立てて正をしりぞけた。だから(「易辞」をなして)

ところで『穀梁伝』のこの伝文だけからでは、「権」が祭仲にあところで『穀梁伝』のこの伝文だけからでは、「権」のこの条は、『公羊伝』を前提としつつ、『公羊伝』に異をいったという具体的な事情、「君難に殉ずる」とはいかなる状況を意い通常の用法である「実権」のこの伝文だけからでは、「権」が祭仲にある。『公さ伝』の表れである。『公羊伝』の記録に『経に反して然る後に善有る者」であったが、『穀梁伝』では、「権」が祭仲にある。『公さ伝』の表れである「実権」の意味に変えられているのも、そのひは通常の用法である「実権」の意味に変えられているのも、そのひは通常の用法である「実権」の意味に変えられているのも、そのひは通常の形式に関係している。

子を頂点とする春秋時代の現実の封建制度である。の独自性がより限定されているものであった。しかもそれは周の天よりもさらに厳格なものが求められていることが分かる。特に大夫である「周の封建制度の維持」ということに関しては、『公羊伝』以上述べてきたように、『穀梁伝』では『春秋』の特色の第三点・以上述べてきたように、『穀梁伝』では『春秋』の特色の第三点・

変の正について もっとも『穀梁伝』においても、春秋時代が

に周王室に代わる新王の「出現」を期待するのではなく、あくまで識は有った。それにもかかわらず『穀梁伝』は、『公羊伝』のようが諸侯へ、そしてやがては大夫へと移っていった時代であるとの認周王室の権威衰退の時代であり、政治の実権

なったもの」という意味である。以下にその例を紹介しよう。の正」という表現である。これは「正式な礼ではないが、時宜にか協を認めざるを得ない場合もあった。それが『穀梁伝』独特の「変そのためには理想と現実との間に立って、ある程度の現実への妥も周王の下における封建制度の確立を求めたのである。

僖05「秋、八月、諸侯盟于首戴」

……桓公は諸侯であるのに、天子に朝することができなかった。 これは不臣である。王の世子は子であるのに、塊然〔安閑〕と である。桓公は不臣、王の世子は不子というのであれば、善と である。桓公は不臣、王の世子は不子というのであれば、善と である。桓公は不臣、王の世子は不子というのであれば、善と である。桓公は不臣、王の世子は不子というのであれば、善と である。桓公は不臣、王の世子は不子というのであれば、善と である。
一世子を首戴に尊んだことは、天王の命を尊んだためである。世 世子を首戴に尊んだことは、天王の命を尊んだためである。世 世子を首戴に尊んだことは、天王の命を尊んだためである。世 世子を首戴に尊んだことは、天王の命を尊んだためである。世 世子を首戴に尊んだことは、天王の命を尊んだためである。世 世子を首戴に尊んだことは、天王の命を尊んだためである。世 世子を首戴に尊んだことは、天王の命を尊んだためである。世

王世子不子。則其所善焉何也。是則變之正也。天子微、諸侯不享覲。王世子、子也。塊然受諸侯之尊己、而立乎其位。是不子也。桓不臣、は受けてもよいのである。(桓、諸侯也。不能朝天子、是不臣也。杖子が微弱で、諸侯が享覲しなかった場合、世子が諸侯の自分天子が微弱で、諸侯が享覲しなかった場合、世子が諸侯の自分世子がこれを受けてもよかったのか。これまた変の正である。

己而天王尊矣。世子受之可也)世子受之可乎。是亦變之正也。天子微、諸侯不享覲、世子受諸侯之尊世子受之可乎。是亦變之正也。天子微、諸侯不享覲、世子受諸侯之尊于首戴乃所以尊天王之命也。世子含王命會齊桓亦所以尊天王之命也。桓控大國、扶小國、統諸侯。不能以朝天子、亦不敢致天王。尊王世子

そしてきらこ大きの事情をよって安のELとして容易することものである。ないので、音の恒公が周室を尊崇していたからである。なぜとした点において、『穀梁伝』が変則的に認めたものである。なぜとした点において、『穀梁伝』が変則的に認めたものである。なぜとした点において、『穀梁伝』が変則的に認めたものである。なぜとした点において、『穀梁伝』が変則的に認めたものである。なぜとした点において、斉の桓公が諸侯を率いて王世子に会し、これと盟族・衛侯・鄭伯・許男・曹伯・會王世子于首戴」の直後の経文とそれに侯・衛侯・鄭伯・許男・曹伯・會王世子于首戴」の直後の経文とそれに

った。そしてさらに大夫の専横をも「変の正」として容認することもあ

ださな肉で、皆たはで見た。 これに 1000 こので 1000 でで 首人邾人薛人杞人小邾人城成周」昭32「冬、仲孫何忌會晉韓不信齊高張宋仲幾衛太叔申鄭國參曹人

天子之在者、惟祭奥號。故諸侯之大夫相帥以城之。此變之正也)城いたのである。これは変の正である。(天子微。諸侯不享覲。ば、祭祀と王号だけであった。だから諸侯の大夫がつれだって天子は微弱で、諸侯は享覲せず、天子に存在するものといえ

諸侯の大夫が「成周」に城を築いたという点で、その行為を「変のへと移っている当時の実情を示すものであろうが、『穀梁伝』は、春秋時代も末期のこの経文は、政治の実権がすでに諸侯から大夫

であることが分かる。であることが分かる。であることが分かる。であることが分かる。つまり『穀梁伝』のいう「変の正」という目的にであったからである。つまり『穀梁伝』のいう「変の正」とは、『公正」として許容したのである。なぜならそれは周王の命に添うもの正」として許容したのである。なぜならそれは周王の命に添うもの

いうべき「民」を重視する発言が多く見られ民は君の本なり なお『穀梁伝』には、封建制度の基盤とでも

四年・僖公二十六年)。
すなわち『穀梁伝』においては「民は君の本」とされた(桓公十も見出せるものであったが、『穀梁伝』では特にこれが顕著である。る。もちろんこれは儒家の伝統であり、すでに『公羊伝』において

以て鄭を伐つ)」 桓14「宋人以齊人衛人蔡人陳人伐鄭(宋人、斉人・衛人・蔡人・陳人を

民者君之本也。使人以其死、非正也)る。その民を死地においやるのは、正しくない。(以者不以者也。「以て」とは以てしてはいけない場合にいう。民は君の本であ

あるのか、『穀梁伝』は次のように具体的に述べている。(そして人君たるものは民に対していかなる態度で臨むべきもので)

荘29「春、新延廏(延廏を新たにす)」

「延廏」とは、法廏〔うまや〕である。ここに「新」というからには、故いものがあったのである。故いものがあったのなら、と対、則何爲書也。古之君人者、必時視民之所勤。民勤於力、則功築罕。故、則何爲書也。古之君人者、必時視民之所勤。民勤於力、則功築罕。故、則何爲書也。古之君人者、必時視民之所勤。民勤於力、則功築空。故、則何爲書也。古之君人者、必時視民之所勤。民勤於力、則功築空。故、則何爲書也。古之君人者、必時視民之所勤。民勤於力、則功築空。故、則何爲書也。古之君人者、必時視民之所勤。民勤於力、則功築空。故、則何爲書也。古之君人者、必時視民之所勤。民勤於力、則功築空。民勤於財、則貢賦少。民勤於食、則百事廢矣。冬、築微。春、新延廏。以其用民力爲已悉矣)

を失った人君は愚者といわねばならない。 ところで荘公は、この前年に大夫の臧孫辰を斉に派遣し、糴、輪を失った人君は愚者といわねばならない。 ところで荘公は、この前年に大夫の臧孫辰を斉に派遣し、糴、輪ところで荘公は、この前年に大夫の臧孫辰を斉に派遣し、糴、輪ところで荘公は、この前年に大夫の臧孫辰を斉に派遣し、糴、輪ところで荘公は、この前年に大夫の臧孫辰を斉に派遣し、糴、輪ところで荘公は、この前年に大夫の臧孫辰を斉に派遣し、糴、輪ところで荘公は、この前年に大夫の臧孫辰を斉に派遣し、糴、輪

う。荘公四年の「紀侯大去其國」という経文に対し、『公羊伝』が賢君の例として、たとえば荘公四年の「紀侯」の場合を紹介しよ

のことを如実に物語るであろう。「其の地を土せず、其の民を分かての「重民」である。「民」が「地」と併称されていることが、そ義と異なることはいうまでもない。あくまでも封建制度の基盤とし

伝の全文は以下の通りである。た意義をこの経文に見出していることに言及しておいた。その穀梁が、たところである。その際、『穀梁伝』が『公羊伝』とは異なっ九世の讐に復した斉の襄公を賢者として評価していることはすでに

04「紀侯大去其國(紀侯、大いに其の国を去る)」

荘

而齊侯滅之。不言滅而日大去其國者、不使小人加平君子) に対し、 「大いに去る」とは、 一人も遺さないという表現である。 (このように) 紀侯は賢であるのに斉侯がこれを滅しとである。 (このように) 紀侯は賢であるのに斉侯がこれを滅しとである。 (このように) 紀侯は賢であるのに斉侯がこれを滅した。 「滅」とは、一人も遺さないという表現である。民で「大いに去る」とは、一人も遺さないという表現である。民で

しかしながら念のために申し添えるなら、これらは今日の民主主の帰趨が極めて重んじられていることが分かるであろう。件三年)はそれぞれ批判されることになる。『穀梁伝』において民侯とは逆に、民を失った晋の恵公(僖公十五年)、宋の襄公(僖公二次紀侯を民に慕われた賢者と見なしている点である。したがって紀が紀侯を慕って国を出た」ことだと解して、『公羊伝』とは異なっここで注目すべきは、『穀梁伝』が「大去」を「民のことごとく

たのである。以て城を満たして以て自ら守るに足る」(襄公二十九年)ものとされ以て城を満たして以て自ら守るに足る」(襄公二十九年)ものとされ諸侯を封建するや、其の地は以て其の民を容るるに足り、其の民はを「正を明らかにする」ものだと評価し、あるいは「古者、天子のたず」(僖公四年)とは、斉の桓公のことを述べたものであり、それたず」(僖公四年)とは、斉の桓公のことを述べたものであり、それ

いう指摘が有る〔②〕。

が『春秋』の三特色をどのようこ足えてハス穀梁伝の春秋観 さて本章ではここまで、主として『穀梁伝』

既述の通り、『公羊伝』においては、隠公元年に始まり哀公十四は『公羊伝』のようには明確にその『春秋』観を披瀝してはいない。 は、当然後者に存することになるであろう。その点からすると、『穀梁伝』はアいることも了解されたことと思う。したがって前者にに異を唱えていることも了解されたことと思う。したがって前者にに異を唱えていることも了解されたことと思う。したがって前者にに異を唱えていることも了解されたことと思う。したがって前者にに異を唱えていることも了解されたことと思う。したがって前者にに異を唱えていることも了解されたことと思う。したがって前者にに異を呼えていることも了解されたことと思う。したがって前者にに異をどの点のに見いているが多くの点で『公羊伝』の主張を取り込みつつも、逆に『公羊伝』が多くの点で『公羊伝』においては、隠公元年に始まり哀公十四、大いの点には、当然を表している。

要な意味を見出していないのである。て言及しない。たとえば哀公十四年の「獲麟」の記事にもさほど重の書であった。しかし『穀梁伝』は、『春秋』の始終の意義についの王道の下に天下が統一されることを後聖に期待した「撥乱反正」年に終わる『春秋』は、それ自体で完結したものであり、堯舜以来

哀14「春、西狩獲麟」

適也。其不言來、不外麟於中國也。其不言有、不使麟不恒於中國也) といないからである。「有」といわないのは、麟を中国に と言っ)たのである。「来」といわないのは、麟を中国に と言っ)たのである。「来」といわないのは、麟を中国の外のと言っ)たのである。「来」といわないのは、麟を中国の外の と言っ)たのである。「来」といわないのは、麟を中国に には地名をいう。地名をいわないのは、젉をしたのではないか (ここは魯のこととして義をこめて)取り込んだのである。「狩」

義を見出してはいない。『穀梁伝』では麟を中国常有のものと見なし、「獲麟」に格別の意『穀梁伝』では麟を中国常有のものときれた「獲麟」の記事ではあるが、「王道の終焉」を啓示するものとされた「獲麟」の記事ではあるが、このように、『公羊伝』においては「異を記した」ものとされ、

のだろうか。筆者はこれを『穀梁伝』冒頭の魯の隠魯隠公論 それでは『穀梁伝』作成の主たる目的はどこに有る

公に関する伝文の中に見出したいと思う。

隠01「元年、春、王正月

ば、 桓公は悪である。桓公が弑して、隠公が譲ろうとしたのであれ ことか。隠公が譲ろうとしたのに、桓公が弑したのであれば、 隠公が正しくないのに、ここでその意志を成就させるのはなぜ どういうことか。 もりはなかったことをいう。公となるつもりはなかったとは、 させたのである。どのような点で成就させたのか。公となるつ 位をいわないのか。隠公の意志を(『春秋』の記述の上で)成就 か。桓公を悪とするためである。 の秩序〕である。 れは父の悪を成就させることになる。 志を察知して、そのまま桓公に与えようとしたのであれば、こ 邪心にうち勝って隠公に位を与えたのである。 えようとしたのは正しくない。邪である。 美を揚げ、父の悪を揚げないものである。 いうのはなぜか。『春秋』は(公)義を貴んで(私)恵を貴ば 『春秋』は人の美を成就し、人の悪を成就させないものである。 (正月に記録すべき) 隠公の即位の)始めを謹んだのである。隠公にはどうして即 桓公に譲位することは正しいことであるのか。正しくない。 (相対的に) 隠公は善である。 (正) 道を伸ばして邪(道)を伸ばさないし、孝子は父の 将来桓公に譲位するつもりだったのである。 子たるものは父に命を受け、 事件がないのに必ず「正月」をいうの 桓公を悪とするとはどういう 善であるなら、正しくないと 兄弟 (の順序) は天倫 (天 しかしながら、 先君が桓公に位を与 諸侯たるものは 隠公が先君の邪 その

> 言即位、 邪也。雖然、既勝其邪心以與隱矣。已探先君之邪志、 信道而不信邪。孝子揚父之美、 矣。桓弑而隱讓、則隱善矣。善則其不正焉何也。春秋貴義而不貴惠也。 不正而成之何也。將以惡桓也。其惡桓何也。隱將讓而桓弑之、則桓惡 將以讓桓也。讓桓、正乎。曰、不正。春秋成人之美、 という点では未だしである。(雖無事必舉正月、謹始也。公何以不 は千乗の国を軽んじたというべきであり、(大)道を履行する れ、小恵を行った。 而忘君父、以行小惠。日小道也。 是成父之惡也。兄弟、天倫也。爲子受之父、爲諸侯受之君。已廢天倫 君に命を受けるものである。 成公志也。焉成之、言君之不取爲公也。 小道というべきである。 不揚父之惡。先君之欲與桓、 若隱者、可謂輕千乘之國、蹈道則未也〕 隠公は天倫を廃し君父を忘 君之不取爲公何也。 隠公のようなも 而遂以與桓、 不成人之惡。 非正也。

『公羊伝』は主張していた。
『公羊伝』は主張していた。
『公羊伝』は主張していた。そしてこの隠公の意志を成就意志を『春秋』の記述の上で成就させたという。したがってここま来、異母弟である桓公に譲位しようとする意志が有ったため、そののである。これによると、隠公は実際には即位したのであるが、将のである。これによると、隠公は実際には即位したのであるが、将のである。これによると、隠公は実際には即位したのであるが、将のである。

公の意志を成就させた。つまり桓公の悪事を表すための手段としてに隠公を弑することになる桓公を悪とするために、ここであえて隠あるから、本来なら『春秋』では不正を成就させないものだが、後ところがこれに対して『穀梁伝』は、隠公の意図は不正なもので

からだという。はどういうことかといえば、それは先君の邪念を遂げることになるはどういうことかといえば、それは先君の邪念を遂げることになる成就させたというのである。それでは隠公の意図の不正である理由

はずれた行為だと見なすわけである。 先君の邪念とはいかなるものか。それは先君が兄弟の天倫を廃し にあっても、儒家が伝統的に称賛する「譲位」という行 でしまう。これは天倫を廃し、君父を忘れる行為である。もちろん でしまう。これは天倫を廃し、君父を忘れる行為である。もちろん でしまう。これは天倫を廃し、君父を忘れる行為である。もちろん で製梁伝』にあっても、儒家が伝統的に称賛する「譲位」という行 がら がられた行為だと見なすわけである。それは先君が兄弟の天倫を廃し はずれた行為だと見なすわけである。

そのような観点から『穀梁伝』の主張を検討しよう。であろう。つまり『穀梁伝』の主情値してきたことではあるが、以下、なければならない。このことはすでに『春秋』の三特色に対する『穀張を正しく理解するためには、この反『公羊伝』的な側面から捉えまを正しく理解するためには、この反『公羊伝』的な側面から捉えまを正しく理解するためには、この反『公羊伝』が高く評価であろう。つまり『穀梁伝』はその冒頭で、『公羊伝』が高く評価であろう。つまり『穀梁伝』はその冒頭で、『公羊伝』が高く評価であろう。つまり『穀梁伝』の主法を検討しよう。

は「公義」を貴ぶものだと主張する『穀梁伝』か譲位の否認 さて隠公の譲位を「私恵」として退け、『春秋』

位はその秩序を乱すことになるからである。 がて、『穀梁伝』にあっては諸侯の継嗣の法は、すでに「兄ろう。なぜなら『穀梁伝』にあっては諸侯の継嗣の法は、すでに「兄いて、『穀梁伝』がなんら言及していないことがそれを物語るであいて、『穀梁伝』がなんら言及していないことがそれを物語るであいて、『穀梁伝』がなんら言及していないことがでれる物語るであいて、『穀梁伝』が譲国の賢者として長文の説話を引いて称賛ら、我々はここに秩序維持への強い志向を感じ取ることができる。

となっているといえるであろう。理想とする封建制度は、『公羊伝』のそれよりもさらに厳格なもの序優先の思想によって貫かれているのである。つまり『穀梁伝』の伝』僖公二年の条の言葉であった。このように『穀梁伝』は公的秩また私的な「仁愛」は公的な「道義」には勝たない、とは『穀梁

親親を以て尊尊を害はず このことはまた「親親を以て尊尊を

害はず」という言葉からも伺うこ

はないという意味である。文公二年に見えるのがその一例である。とができる。これは私的親愛の情によって公的秩序が乱されること

を蹲す)」 では、「八月、丁卯、大事于大廟、隋僖公(大廟に大事ありて、僖公文の「八月、丁卯、大事于大廟、隋僖公(大廟に大事ありて、僖公

廟の主を大祖の前に陳列し、未毀廟の主をすべて升せて大祖に給祭しかつ嘗 祭したことを著わしたのである。給祭には、毀「大いに事あり」とはなにか。この事態を重大視したのである。

ಶ್ಠ する際に) 逆祀也。逆祀則是無昭穆也。無昭穆則是無祖也。無祖則無天也。故曰、 が無いことになる。だから文公には天が無いというのである。 文無天。無天者、是無天而行也。君子不以親親害尊尊。此春秋之義也) 主陳于大祖。未毀廟之主皆升合食于大祖。躋、 の義であるからだ。(大事者何、大是事也。著給嘗。給祭者、毀廟之 る。君子は親親を以て尊尊を害うことはない。これが『春秋』 天が無いということは、天を無視して行動したということであ のである。逆祀したのである。逆祀すれば昭穆が無いことにな 合祭する。「躋」とは升すことである。(ところがこの場合、 昭穆が無ければ大祖が無いことになる。 親である僖公を先にし、祖とすべき閔公を後にした 升也。 大祖が無ければ天 先親而後祖也。 陳列

するものである。参考までに魯の公室の系図を略記してみよう。う〔②〕。そして「逆祀」とは、その序列を文公が乱したことを意味木主〔位牌〕を先祖の木主に並べて合祭するときの一定の序列をいこの伝文にいう「昭穆」とは、宗廟において、新たに死んだ君の

恵公 | 日桓公 | 田荘公 | 以閔公 | V僖公(閔公の庶兄) | 以文公

ところでは、僖公の方が年長であるので、父の僖公を上位に置こうある僖公を閔公の上位に列したのである。おそらく文公の意図するめ、弟を継いだ形で即位した。そして僖公の亡き後、文公は実父で文公の父である僖公は閔公の庶兄であったが、閔公が弑されたた

と主張するのである。として非難し、「親親を以て尊尊を害わない」のが『春秋』の義だとして非難し、「親親を以て尊尊を害わない」のが『春秋』の義だよるものであっただろう。そのことを『穀梁伝』は「逆祀」であるとしたのであろう。そしてそれは実父を尊ぶ「親を親しむ」心情にとしたのであろう。そしてそれは実父を尊ぶ「親を親しむ」心情に

年の例である。 るを得ず」という命題が繰り返し強調されている。たとえば隠公七あるいはまた『穀梁伝』には、「諸侯の尊、弟兄は属を以て通ず

以屬通。其弟云者、以其來接於我、舉其貴者也)
(斉公の弟という)貴称を挙げたのである。(諸侯之尊、弟兄不得こで「弟」といっているのは、来たりて我が国と接したから、あるということで他国に通じることは許されない。しかるにことの「齊侯使其弟年來聘(斉侯、其の弟の年をして来聘せしむ)」

四例(桓公十四年・襄公二十年・昭公元年・八年)ほど見出せる。 対的だというものである。そしてこの命題は隠公のこの条以外にもだからである。あくまでも「尊尊」の原理が「親親」に優先して絶まり国君の立場からすれば、臣下という点では兄弟といえども同一等権を他国で行使することはできないことを述べたものである。つ弟の関係にある者であっても、その人物が国君の親族であるという弟の関係にある者であっても、その人物が国君の親族であるという

んぜられ、この両者が緊張を保ったままに両立させることが期待さ

ちなみに『公羊伝』では「君臣の義」とともに「親親の道

が重

の立場を示すものであろう。いるのである。天子一元の封建制度の確立を理想とする『穀梁伝』いるのである。天子一元の封建制度の確立を理想とする『穀梁伝』とされ、「尊尊の道」が「親親の道」に優先することが明言されてれていた。これに対して『穀梁伝』では「君臣の義」が「尊尊の道」

注

① 桓08「祭公來、遂逆王后于紀

王命之則成矣) 王命之則のである。「遂に王后を逆えた」というのは、粗略にしたのである。「遂に王后を逆えた」というのは、粗略にしたのである。「遂」とは、事を継ぐとため、「使」という表現を与さないのである。「遂」とは、事を継ぐとため、「使」というないのはなぜか。(祭伯が王と見なしたのである。「漢」とは、事を継ぐというという。 という表現を与さないのである。「遂」とは、事を継ぐというという。(祭伯が王と見なしたのである。「遂」とは、事を継ぐというというのはなぜか。(祭伯が王と見なした。

僖24「冬、天王出居于鄭」

1 「よ、こうなほこさん。 (天子無出。出、失天下也。居者、居其所也。雖失天下、莫敢有也)え(天子が)天下を失っても、(諸侯が) それを所有することはない。らである。「居る」とは、自分の所に「居る」とは、天下を失うことだか「天子」には「出る」ことはない。「出る」とは、天下を失うことだか

成01「秋、王師敗績于茅戎」

尊者の為には匹敵されることを諱んで、「敗」は諱まない。親者の為に「戰う」といわないのは、(王師に)匹敵するものがないからである。

者諱敵、不諱敗。爲親者諱敗、不諱敵。尊尊親親之義也。然則孰敗之。者諱敵、不諱敗。爲親者諱敗、不諱敵。尊尊親親之義也。然則孰敗之。ある。だれが「敗った」のか。晋である。(不言戰、莫之敢敵也。爲尊は「敗」を諱んで、匹敵することは諱まない。これが尊尊親親の義では「敗」を諱んで、匹敵することは諱まない。これが尊尊親親の義で

桓15「十有五年、春、二月、天王使家父來求車

「金を求めた」のはもっと非礼である。(古者、諸侯時獻于天子以其國とはなかった。ここで「車を求めた」のは、非礼である。(文公九年に)であった。それゆえ(天子は)辞譲することはあっても、徴求するこ昔は、諸侯はその時々に、自国の産物を天子に献上するのが習わし

之所有。故有辭讓而無徵求。求車、非禮也。求金甚也)

の「王者無求」に相当するものである。 莫敢当也」に、さらに桓公十五年の「有辞譲而無徴求」は同年『公羊伝』無外」に、また成公元年の「莫之敢敵也」は同年『公羊伝』の「王者無敵、三十四年の「天子無出」は同年『公羊伝』の「王者無敵、というのがその例である。これらは桓公八年の「或曰、天子無外」が、同

侯のごとき地位に過ぎなかったことを想起されたい。
が、漢代には「皇帝」が唯一無二の存在であって、「王」は春秋時代の諸一無二の存在でなくなって久しい時代の風潮を反映するものではあるまい表現に変えられていることに注目すべきである。これは「王」が地上に唯志だし『公羊伝』の「王者」が、『穀梁伝』ではすべて「天子」というただし『公羊伝』の「王者」が、『穀梁伝』ではすべて「天子」という

真崎清博「穀梁伝の性格と位置」(史学研究一四一 一九七八)。

を並べて合祭を行なうとき、始祖の木主が室の西方にあって東面し、それ③ 昭穆の説明は以下の通りである。「古く宗廟において死者の木主(位牌)

之 『中国思想事典』日原利国編「昭穆」の項。 研文出版 一九八四)またその子が穆列の第2位、以下順にかくの如くである。……」(谷田孝始祖の子が昭列の第1位、その子が穆列の第1位、その子が昭列の第2位、が暗い位置であることを示すものである。始祖は昭穆を超えたものであり、が暗い位置であることを示すものである。始祖は昭穆を超えたものであり、北面するものとに以下は始祖の東方にあって北列で南面するものと南列で北面するものとに以下は始祖の東方にあって北列で南面するものと南列で北面するものとに